

法人の市民税の課税の臨時特例に関する条例 の一部改正について（議案第32号）

1 改正要旨

法人市民税の超過課税について定める標記の条例について、平成33年9月30日でその特例期間が終了するため、当該期間を5年間延長するもの（単純延長）。

○ 特例期間（今回の改正部分）

平成33年9月30日まで → 令和8年9月30日まで
（令和3年）

○ 税率（変更なし）

- ・ 均等割 6万円～360万円（標準税率の1.2倍）
- ・ 法人税割 8.2%

※ 資本金等の金額が1億円以下で、法人税額1,000万円以下の法人は、6%（標準税率）を適用

2 施行期日

公布の日

※ 条例改正案においては、上記の改正に併せて、法人税の連結納税制度の見直しに係る規定の整備も行うこととしている。（令和4年4月1日施行）